納税でしつか り築く元気な秋田

平成25年度分(平成24年1月~12月の所得にかかるもの)

県民税の申 民税



5日(火)▶ 2月 3 市民税課個人市民税担当 四(866)2055

も申告が必要なかたへ、1月下旬に「平 昨年の受付期間中に申告したかたで今年 会場(6・7ページ参照)で受け付けます。 月5日火から3月15日金まで、各地区の

平成25年度分の市・県民税の申告を2

*税務署に所得税の確定申告をするかたは、市・県 民税の申告は不要です。確定申告の日程は広報あ きた1月18日号9ページをご覧ください。

読み、正しく記入して申告してください。 ました。同封した「申告の手引き」をよく 成25年度分市民税・県民税申告書」 を送り



平成25年1月1日現在、 申告が必要なかた

いずれかに当てはまるかた 市に住んでいて、次の①~④の 秋田

*確定申告をするかたは、市・県民税 の申告は不要です。

成24年分の源泉徴収票

の譲渡所得 演料などの雑所得、 る一時所得、個人年金・原稿料・講 命・損害保険の満期・解約などによ 得、地代や家賃などの不動産による …自営業や農業などの事業による所 非上場株式の配当所得、生 土地・建物など

②公的年金を受給しているかたで 所得控除を受けようとするかた

*公的年金などの収入金額が40万円以下 税務署へ提出する必要があります)。 確定申告は必要ありません(所得税の環 得金額が20万円以下のかたは、所得税の 付を受けようとする場合は確定申告書を で、公的年金などに係る雑所得以外の所

③サラリーマン(パート・アルバイトも) で、次のいずれかに当てはまるかた

④平成24年中に所得はないが、税の証 年末調整に間に合わなかった(付け忘 れた)所得控除を受けようとするかた

明書や申告書の写しが必要なかた 受け付けできない場合が 書類が足りないと 定証。いずれも写し可 者手帳または障害者控除対象者認 気を付けてネー

①平成24年中に次の所得があったかた

〕農業による所得があったかた▼

訳書で事前に計算してください かる帳簿類、領収書など…収支内 たかた▼収入と必要経費などが分 事業や不動産による所得があっ

別所得補償の支払通知、各種証

渡証明書と農政局からの農業者個

農協などからの平成24年産米穀売

書(拠出金、

補償金など記載のも

の)…収支内訳書で事前に計算し

てください

そ

平成2年中に退職した後、再就職し

ていないかた

]平成24年中に支払った国民健 どで補てんされた金額が分かるも 収書、医療費の領収書と保険金な 障害者控除を受けるかた▼障害 除証明書 の、生命保険・地震保険などの控 国民年金保険料・介護保険料の領 保険税·後期高齢者医療保険料· の所得が分かる書類 配偶者に所得があったかた

申告に必要なもの

||給与、公的年金などの |印鑑と申告書…申告書 所得があったかた▼平 は会場にもあります

]にチェック しよう!

申告日程は次ページ!



市民税 県民税

必要があります。期間内の申告をよろしくお願いします。

			洹	辺						
和田	北野田高屋	諸井、松渕	戸島、豊成、畑谷	神内、大張野、大沢、赤平、高岡	下三内	中央部	岩見、上三内	対象地区		
3月5日火	3月4日(月)	3月1日金	2月28日(木)	2月27日(水)	2月26日火	2月25日(月)	2月22日(金)	 月 日		
3 階 ビスセンター ビスセンター										
			1 0	3 9 0 3 6 1	9.0			受付時間		

中 央

中通 大町

旭南 保戸野

2 月 21 20 日 (木)(水)

職員研修棟

福祉棟 市役所

> 県 庁

> > 9 00 16

30

2月18日(月)

19 日 (火)

卸町 茨島 川尻 川尻

高陽

2月27日(水)

28 日 (木)

3月1日金

2 2 月 月 月 26 25 22 日 (火)(月)(金)

泉

3月7日休

8日金

課へお越しください。 所本庁1階の市民税

3月4日月~6日水

できないかたは市役*階段を上がることが

3月11日(月)

、旭川、

、仁別 添川

2月5日火

旭川地区コミセン

旭北、

Ш

元

2月15日金

手形山 楢山 南通

2月14日休

第2研修室

(自治研修センター)2階 市役所職員研修棟

2月12日火 2月8日金

13 日 (水)

対象地区

月日

会場

受付時間

0 1 3	9 0 6 0	9 30 15 00	3	9 0 5 5	3	5.0	9 30 5 15 00	9 30 11 30		9 30 5 15 00						
湯野目、	女米木、	高野	本田、油	安養寺、	平沢、お	鹿野戸、	雄 芝野、上	椿川、	種沢	碇田、京	新波	繋、水沢	神ケ村、	萱ケ沢、	銅屋	प्रंग
糠塚、石田	平尾鳥		沖村	安養寺、寺沢、三替沢	相川宿舎、中ノ沢	上大部	下黒瀬、椿岱	妙法		高清水、向野		水沢、山崎	戸賀沢、左手子	白鳥の丘		対象地区
3月15日金13:00~16:30	3月15日金9:30~12:00	3月14日(木) 13:00~16:30	3月1日休9:30~12:00	3月13日水13:00~16:30	3月13日水 9:30~12:00	3月12日火13:00~16:30	3月12日火9:30~12:00	3月1日(月) 13:00~16:30	3月1日(月) 9:30~12:00	3月8日金3:00~16:30	3月8日金9:30~12:00	3月7日休13:00~16:30	3月7日(木) 9:30~12:00	3月6日水 13:00~16:30	3月6日水の:30~12:00	日時
							センター2階	雄和市民サービス								会場

東部

広面、 柳 太平 下北手 新藤田 濁川、山内、 手形、 出 八橋

 \blacksquare

2月18日(月)

19 日 (火)

東部公民館

太平地域センター 下北手地域センター

2 月 14 日 (木)(金)

下北手

東通、

横森

2月20日(水)

21 日 (木)

東地区コミセン

桜、広面

桜ガ丘、桜台 千秋、手形

大平台、山手台

3 月 1

· (金)

市役所研修棟第2研修室

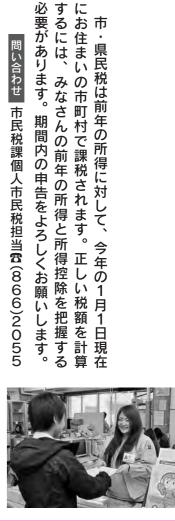
2月28日(木)

明徳地区コミセン

対象地区	月日	会場	受付時間
岩見、上三内 -	2月2日金		
中央部	2月25日(月)	岩県三内地区	
	2月26日火		9 0 5 2 0
神内、大張野、大沢、赤平、高岡 0	2月27日(水)		3 S 0 3 6 1
尸島、豊成、畑谷 (2月28日末	河辺市民サー	1: 00 5 1: 3:
諸井、松渕	3月1日金	ビスセンター	
北野田高屋 (3月4日側	3階	
	の用い口尖		

申告の受け付けは平日のみです

各会場とも駐車場に限りがあります。 また、駐車場が狭い会場への 自家用車での来場はご遠慮ください。





待ち時間ゼロ!

郵送

なお、書類が足りないと控除信用封筒で3月15日金まで、 きないことがありますのでご注意ください。 付 合があります。 が上、 に必要事項を記入・押印 告会場が混み合って長時間お待たせする 書類が足りないと控除を受けることが 市からお送りし 申告の 相談が必要ないかたは た申告書に同封した返 郵送してください。 必要書類を添

					:	比音	那						南	部			Ē	西 音	ß	
全地区	寺内	外旭川	将軍野	飯島	上新城	下新城	金足	将軍野、飯島港北、土崎港北	将軍野東飯島、土崎港	牛島(東以外)	四 御野場 屋	大住、仁井田	仁井田、御野場	仁井田 楢山、牛島東	四 御所 野屋	上北手	勝平	下浜	新屋、浜田、豊岩	対象地区
3月12日(火)~15日(金)	3月1日金	2月27日(水)	2月15日金	2月14日(木)	2月13日(水)	2月13日(水)	2月13日(水)	2月12日(火) 13日(水)	2月5日火~7日木		2月25日(月) 26日(火)		2月22日金	2月21日(木)	2 月 18 日 (月)	2月8日金	2月19日火・20日水	2月12日火	2月6日永~8日金	月日
市役所研修棟第2研修室	寺内地区コミセン	外旭川地域センター	将軍野地区コミセン	飯島地区コミセン	上新城地域センター	下新城地区コミセン	金足地域センター	港北地区コミセン	北部市民サービスセンター		大住地区コミセン		仁井田中央会館	南部公民館	秋田テルサ5階第1会議室	上北手地域センター	勝平地区コミセン	下浜地区コミセン	西部市民サービスセンター	会場
9 00 5 16 30	9:30 15:00	9 30 5 15 00	9 30 5 15 00	9:30 15:00	13 30 5 15 30	13 30 5 15 30	9 30 11 30	9 30 5 15 00	9 30 5 16 30		9 30 5 15 00		9 30 5 15 00	9:30 30 15:00	9 30 5 15 00	13 30 5 15 30	9 30 15 00	9:30 15:00	9 30 16 30	受付時間

東北税理士会秋田南支部

確定申告税務相談

給与所得者、小規模の事業所得者 が対象。所得税の相談に応じるほか 申告書の作成を指導します。無料。

実施日▶2月8日(金)~10日(日) 受付時間(相談は1人1時間以内) 午前9時~11時、午後1時~3時 会場 アルヴェ4階洋室C

東北税理士会秋田南支部 事務局☎(832)2331

事業・不動産・山林所得があるかた

収入や必要経費の 帳簿の保存が必要に

事業所得や不動産所得、山林所得 があるかたは、その所得に関わらず、 収入や必要経費などの記帳と帳簿書 類の保存が平成26年1月から必要に なります(申告は平成27年度から)。

問い合わせ 市民税課金(866)2055

市・県民税の控除に必要です確定申告のとき

確定申告書の記入漏れに注意!

次の市・県民税の控除など を受けようとする場合、確定 申告書の所定の欄に記入漏れ があると適用されません。忘 れずに記入してください。

市・県民税の控除など…

- ①寄附金税額控除
- ②配当割額控除
- ③株式等譲渡所得割額控除
- ④16歳未満の扶養親族

赤い枠内の 記入を忘れずに!

